

綾川町行政改革大綱

綾 川 町

平成 19 年 3 月

目 次

はじめに	1
行政改革の基本方針	2
行政改革推進のための重点事項	4
1 事務事業の見直し	4
(1) 整理合理化等	4
(2) 民間委託（アウトソーシング）・指定管理者制度の導入等	5
(3) 行政評価システムの導入	7
2 財政健全化の促進	8
(1) 歳 入	8
(2) 歳 出	9
3 組織・機構の見直し	11
4 定員管理の適正化	13
5 職員の能力開発	13
6 行政の情報公開	14

綾川町行政改革大綱

はじめに

本町においては、平成 18 年 3 月 21 日に二町合併が実現し、大きな行政改革が実施されたところである。しかしながら、地方公共団体を取り巻く行財政環境は、長引く地域経済の低迷や、少子高齢化の進行などにより、一段と厳しさを増しており、また、社会構造の変化に伴う行政需要の変容や、地方分権型社会への移行、国において推進されている三位一体の改革等により、地方財政システムはその変貌を余儀なくされている。

本町においても、平成 17 年度には、普通会計の経常収支比率が 84% を超え、また、企業会計を含めた長期債務の未償還残高が、145 億円に達するなど、財政の硬直化が進んでいる。三位一体の改革による新型地方交付税の導入や、国庫補助負担金の廃止縮減等を考え合わせるならば、事態は極めて深刻と言わざるを得ない。

一方、地方分権の進展に伴い、基礎的地方自治体である市町村は、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担うこととされており、生活関連社会資本の整備や、地域福祉施策、環境関連施策等の重要施策を推進していく上でますます大きな役割を果たしていくことが強く期待されている。

このような状況に鑑み、住民の期待に応え得る行財政システムを構築していくためには一層の行政改革への取り組みが不可欠である。自己決定と自己責任の理念の下、社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、限られた財源と人員で最大の効果を実現し、地域経営の視点に立った町政運営への転換を図らなければならない。そこで、行政改革の指針となるべき「綾川町行政改革大綱」を策定するものである。期間は平成 19 年度からおおむね 5 年間とする。また、行政改革の最終の目的は、納税の対価として行政サービスの提供を受ける住民の満足度を最大化することであり、その推進にあたっては、住民の理解と協力が必要不可欠である。このことから、この大綱、及びこの大綱に基づく行政改革実施計画（集中改革プラン）については、随時、広報等で公開することとする。

行政改革の基本方針

1 事務事業の見直し

社会経済情勢の変化や、地方分権の進展を踏まえて、新たな行政課題に的確に対応するため、初期の目的を達成したものや、必要性の薄れたもの、時代の要請にあわなくなったものなどは、廃止、縮小、統廃合等を含めて見直しをしなければならない。また、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に、行政と民間の役割分担を明確にし、指定管理者制度の活用や、民間企業への業務委託等を積極的に推進する。

また、事務事業全般にわたり、行政評価システムを導入して、費用対効果を厳しく検証し、見直しに取り組む。その際、検証の結果を公表することにより住民への説明責任を果たし、住民の理解を得ながら改革を進める。

2 財政健全化の促進

三位一体の改革による新型交付税の導入や国庫補助負担金の廃止縮減など、本町の財政見通しは極めて厳しい。このまま推移すれば、財政運営が行き詰まり、更なる合併を余儀なくされる可能性もある。もちろん合併の是非は主権者たる住民自らの判断に委ねられるべきものである。現段階での行政の使命は、これを論ずることではなく、「綾川町単独」という選択肢を住民に対して残すことである。そのためには本町の身の丈にあった、健全で持続可能な財政システムを早急に構築しなければならない。

まず歳出では、プライマリーバランスを考慮し、歳出予算の規模を歳入に見合うものとする。交付税算入を理由に安易に起債に頼る事業の実施は厳に慎まねばならない。また、人件費、物件費等の消費的経費を削減することが重要である。定員管理、給与管理を適正化し人件費を削減するとともに、内部管理的経費の削減によって物件費を抑制する。

次に歳入では、町税収入の確保に努めるとともに、適正な受益者負担の観点から使用料・手数料の見直しを行う。また、地方債については後年度負担を十分考慮して計画的に起債するものとする。また、未利用財産についてもその処分について検討する。

3 組織・機構の見直し

合併協議の中で新町の組織・機構のあり方について議論されたところであるが、新たな行政課題や住民の多様なニーズに適切に対応していくため、合併後の実績を踏まえて、組織・機構全般の再点検を行い、再編整備を図る。とりわけここでは、支所機能の見直しが焦眉の急である。地域住民の利便性を低下させないよう配慮しつ

つも、機能の分散により事務の効率が低下していると思われる部門については、積極的に統廃合を検討し、業務執行の効率化に努める。また、出先機関、附属機関等についても、スリム化・効率化の観点に立って再検討する。

4 定員管理の適正化

本町では、合併時において職員の削減はほとんど行われていない。したがって、合併に伴う余剰人員の整理削減が急務である。今後は、定年退職する職員の補充を最小限に抑え、新規の行政需要に対しても原則として職員の配置転換によって対応するなどスクラップアンドビルドの徹底により増員を極力抑制する。

高度化、多様化する住民ニーズに的確に応え、期待される役割を十分果たしていくためには、公務能率の一層の向上を図るとともに主体的に定員管理を推進することが必要である。

5 職員の能力開発

地方分権の進展に伴い、新たな行政課題に対応しうる人材の確保、育成が必要となっている。行政需要の高度化、多様化に的確に対応し、効率的な行政を推進するためには、職員一人ひとりが、公務員として高い倫理観を保持し、意識改革を進めて、一層の資質の向上と能力の開発に努めなければならない。このため、各種研修に積極的に参加するなどの取り組みを行う。また、職員の士気の高揚と、組織の活性化に資するため、任用、評価、給与等、人事管理の諸制度を再構築し、努力した者が報われる真に公平な人事管理制度への転換を図る。

6 行政の情報公開

地方公共団体には、地方分権の進展による自己決定権の拡大に伴い、住民に対する説明責任を果たすことがますます強く求められており、行政の透明性の向上が一層必要となっている。そのためこれまで以上に積極的な情報公開を行い、住民の理解と協力が得られるよう努めるとともに、町政への住民参加を進めるために、広く住民からの意見・提言を取り入れるシステムを構築する。

行政改革推進のための重点事項

1 事務事業の見直し

(1) 整理合理化等

① 町営バス運行委託形態の統一

合併前の二町の町営バスは、その委託契約の内容が異なっており、旧綾上町については、町がバスを所有し、その運転業務だけを民間業者に委託していた。一方旧綾南町においては、受託業者がバスを所有し、運送業務全般を委託していた。現在の綾川町では、これをそのまま踏襲し、異なる業者にそれぞれ異なる形態で委託している。これを一本化することによって業務の効率化を図り、併せて路線の見直しを行い、住民にとってより利用しやすい町営バスを目指すものである。

実施年度	平成 19 年度	担当課	企画財政課
------	----------	-----	-------

② 選挙事務の見直し

合併後の綾川町には、旧綾上町内に 9、旧綾南町内に 4、合計 13 の投票区が設けられて選挙が行われている。綾上村が誕生した当時は、自家用自動車もほとんど普及しておらず、道路の整備も進んでいなかった。また、当時の人口や町の面積が広大であったことなどから、このように定められたものと思われるが、その後、見直しが行われなかったため、過疎化が進んだ現在、著しい不均衡が生じている。

(単位：人 平方キロメートル)

投票区	投票所	有権者数	投票区の面積	備考
第 1 投票区	昭和公民館	4, 8 1 2	1 2 . 0 3	
第 2 投票区	陶公民館	4, 7 8 8	1 0 . 7 1	
第 3 投票区	綾南改善センター	4, 7 9 9	8 . 8 7	
第 4 投票区	羽床小学校	1, 5 1 9	6 . 8 6	
第 5 投票区	旧粉所小学校	7 0 9	1 3 . 9 1	
第 6 投票区	新名集会所	1 9 1	5 . 0 1	有権者数 219
第 7 投票区	旧柏原分校	2 8	1 2 . 0 7	面積 17.08
第 8 投票区	旧西分小学校	5 9 6	7 . 5 9	有権者数 720
第 9 投票区	西分南部公民館	1 2 4	7 . 2 9	面積 14.88
第 10 投票区	綾上小学校	1, 2 0 5	7 . 0 5	有権者数 1,473
第 11 投票区	東分児童館	2 6 8	4 . 2 3	面積 11.28
第 12 投票区	綾上改善センター	1, 3 2 9	5 . 3 9	
第 13 投票区	旧羽床上小学校	1, 3 4 9	8 . 6 6	

(有権者数は、平成 18 年 9 月 1 日現在定時登録による)

選挙権は国民の最も大切な権利の一つであり、その行使を容易にする環境の整備は、自治体の責務である。しかし同時に行政は、住民に対し何よりもまず公平でなければならない。そこで投票区の見直しを行うものである。見直しに当たっては、各投票区の有権者数、面積、投票所までの距離等から総合的に判断するものとする。

第 6 投票区（新 名）と第 7 投票区（柏 原）の統廃合
第 8 投票区（西 分）と第 9 投票区（西分南）の統廃合
第 10 投票区（山田上）と第 11 投票区（東 分）の統廃合

また、ポスター掲示場の設置数についても有権者数や、地理的条件を勘案して見直すこととする。

実施年度	平成 20 年度	担当課	総務課
------	----------	-----	-----

③ いきいきセンターの開放時間の見直し

いきいきセンターで現在行われている休日の一般開放については、えがおとのバランスを考慮し見直しを行う。

実施年度	平成 19 年度	担当課	健康福祉課
------	----------	-----	-------

(2) 民間委託（アウトソーシング）・指定管理者制度の導入等

行政責任の確保については十分配慮しつつ、簡素で効率的な行政運営体制の構築を図るため、民間企業の持つ専門性を活用できる業務のアウトソーシングを積極的に推進するとともに、公共施設の管理に関して、住民サービスの向上と経費の削減を図る観点から指定管理者制度の導入を検討する。

① 塵埃収集業務

塵埃収集業務については、専用車両の維持管理に多額の経費を要している。既に部分的に業務委託を実施してきたところであるが、今後さらにこれを進めて、平成 23 年度から全ての収集業務を委託に切り替える。

実施年度	平成 23 年度	担当課	住民生活課
------	----------	-----	-------

② 綾川斎苑管理業務

斎苑の管理業務の特殊性に鑑み、平成 21 年度を目標に、指定管理者制度の導入を図る。但し、車両運転業務については当分の間、直営を維持する。

実施年度	平成 21 年度	担当課	住民生活課
------	----------	-----	-------

③ 宿日直業務

地域住民の利便性を低下させないよう配慮しながら、組織の統廃合を進めていくが、それに伴い、支所の宿直を廃止し、20時まで嘱託職員を置く。また、支所の日直業務、本庁の宿日直業務についても外部委託を検討する。

県内市町の状況

市 町 名	本庁の宿日直体制	支所の宿日直体制
東かがわ市	一般職員で対応	宿直はシルバーに委託(1名体制) 日直は支所の職員で対応
さぬき市	シルバーに委託(2名体制)	シルバーに委託(2名体制)
高松市	守衛2名(正職1嘱託1)	現在は一般職1嘱託1の2名体制 H19.4から宿直廃止(但し17時から22時まで嘱託職員を置く) 日直は嘱託1名体制
まんのう町	一般職員で対応	宿直を廃止 日直は一般職員で対応(1名)
丸亀市	嘱託職員2名	嘱託職員2名
三豊市	一般職員1名、嘱託1名	一般職員1名、嘱託1名
観音寺市	シルバーに委託(1名体制)	シルバーに委託(1名体制)

実施年度	平成19年度	担当課	総務課
------	--------	-----	-----

④ 学校給食業務

給食調理業務については、その業務のほとんどが午後3時以前に集中することや、学校の春、夏、冬休み期間中は給食実施時と同程度の業務量はなく、最もパートタイムな労働力を求められる職場である。ところが、現行地方公務員法と、これに基づく地方公務員制度は、そのような雇用形態を用意していない。勤務時間等の面でより柔軟な対応ができる民間業者に委託することが、現行制度の範囲内ではベターな選択といえる。既に県内でも多くの自治体の実施または実施の検討をしており、全国的に見ても、外部委託は時代の趨勢といえる。

なお、委託の方法としては、既存施設を利用し、材料等の調達についても現行のままとし、調理員の派遣のみの委託とする。

県内各市町の状況

市 町 名	取 組 状 況
丸亀市 (センター方式)	飯山給食センターでは実施済み 中央給食センターと綾歌給食センターを統合し、新学校給食センターを整備(22年度供用開始予定)して、調理洗浄業務を委託予定

市 町 名	取 組 状 況
坂出市 (自校方式)	平成 16 年度から段階的に実施 (16 年度松山小学校、17 年度川津小学校、実施済み) 以後順次実施を予定 完了年度は未定 保育所についても委託を検討 (行革大綱)
東かがわ市 (センター方式)	平成 18 年度から、給食センター統廃合 調理・配送業務につき委託実施済み
宇多津町 (センター方式)	平成 18 年度 P F I 方式により給食センターを建設 平成 19 年度から調理業務を含む全ての管理運営を委託予定
香川県立 高松北中学校	施設を持たず、全てを委託 (実施済み)

実施年度	平成 23 年度 (平成 22 年度試行)	担当課	教育委員会
------	--------------------------	-----	-------

⑤ キャンプ施設管理業務

柏原溪谷、高鉢山のキャンプ施設の管理運営については、現在直営で行われているが、キャンプグッズの販売など本来行政になじまない業務もある。指定管理者制度を導入し、経費の節減を図る。

実施年度	平成 20 年度	担当課	経済課 産業振興課
------	----------	-----	--------------

(3) 行政評価システムの導入

事務事業全般について、住民の視点に立った客観的な指標に基づき、その費用対効果や、妥当性、効率性等を評価し、見直しを行うとともに、住民ニーズの変化に対応するため、必要な施策への転換や、新たな施策の展開を図る。また、その評価を公表することにより住民に対する説明責任を果たす。

実施年度	平成 21 年度 (平成 19・20 年度試行)	担当課	企画財政課
------	-----------------------------	-----	-------

2 財政健全化の促進

(1) 歳入

① 町税収入の確保（滞納徴収の強化）

自主財源の確保と税負担の公平性の観点から、課税客体の正確な把握と滞納整理の実施により、一層の収納率向上に努める。また、口座振替納税を一層推進し、収納率の向上と事務の簡素化を図る。

実施年度	平成 19 年度	担当課	税務課
------	----------	-----	-----

② 使用料・手数料の見直し

受益者負担の適正化、公平化を図るため、全ての使用料・手数料について見直しを行う。

- ◇ 水道料、下水道使用料については、近隣市町の動向も勘案しつつ、受益者負担適正化の観点から、平成 20 年度を目標に料金改定を実施する。また、口座振替加入促進を行うほか未納者への徴収をさらに強化する。

実施年度	平成 20 年度	担当課	水道課 下水道課
------	----------	-----	-------------

- ◇ 施設使用料については、受益者負担の公平性の観点から、減免制度の見直しを行う。特に町から補助金を受けている団体については原則として減免しない方向で検討する。

実施年度	平成 20 年度	担当課	教育委員会
------	----------	-----	-------

- ◇ 手数料については、近隣市町とのバランスを失することのないよう配慮し、受益者負担の公平・適正の観点から見直しを行う。

県内市町の状況

区分	名称		綾川町	高松市	三木町	坂出市	丸亀市
住 基	住民基本台帳の閲覧	1 件	300 円	350 円	350 円	300 円	350 円
	住民票の写しの交付	1 通	300 円	350 円	350 円	300 円	350 円
	住民票記載事項の証明	1 通	300 円	350 円	350 円	300 円	350 円
	戸籍附表の写しの交付	1 通	300 円	350 円	350 円	300 円	350 円
	外国人登録記載事項証明	1 通	300 円	350 円	350 円	300 円	350 円
印 鑑	印鑑に関する証明	1 件	300 円	350 円	350 円	300 円	350 円
	印鑑登録証の交付	1 件	300 円	350 円	350 円	300 円	350 円

区 分	名 称		綾川町	高松市	三木町	坂出市	丸亀市
税	所得に関する証明	1 通	300 円	350 円	350 円	300 円	350 円
	納税に関する証明	1 通	300 円	350 円	350 円	300 円	350 円
	営業に関する証明	1 通	300 円	350 円	350 円	300 円	350 円
	土地・家屋に関する証明	1 通	300 円	350 円	350 円	300 円	350 円
	地籍調査に関する閲覧	1 件	300 円	350 円	350 円	300 円	350 円
その他	その他の証明	1 件	300 円	350 円	350 円	300 円	350 円

実施年度	平成 21 年度	担当課	住民生活課 税務課
------	----------	-----	--------------

③ 起債の制限

地方債の発行については、地方交付税算入のみを理由に安易に起債に頼ることなく、後年度の財政負担を十分考慮し、計画的に行うものとする。平成 19 年度から 23 年度までの 5 年間での起債総額について、20 億円以下を目標とする（普通会計）。

実施年度	平成 19 年度～	担当課	企画財政課
------	-----------	-----	-------

④ 未利用財産の処分

利活用が困難な土地等については、適正な価格で積極的に処分する。また、財産管理台帳システムを構築し、効率的な財産管理の運用を図る。

実施年度	平成 20 年度	担当課	総務課
------	----------	-----	-----

(2) 歳 出

① 人件費の抑制

厳しい財政状況を踏まえて、厳格な定数管理に加え、適正な給与制度の運用を通じて総人件費の抑制に努める。

◇ 定員管理の適正化

定員適正化計画により、一般職職員数の削減に努めるとともに、各種委員等非常勤特別職の定数についても、合併後の実績を踏まえて見直すものとする。

◇ 給与管理の適正化

給与制度及び給与水準については、国及び県の考え方に沿って見直しをしていくものとする。各種手当については合併時に協議されたところであるが他の市町の動向を勘案しつつ再度見直すものとする。特に、時間外勤務手当

については、職員が超過勤務はコストを伴うものであることを認識し、業務能率の向上と事務処理方法の抜本的見直しにより、一層の縮減を図る。

実施年度	平成 19 年度	担当課	総務課
------	----------	-----	-----

◇ 議員定数の削減

現在 18 名の議員数を次回選挙（平成 22 年度）から 2 名削減し、16 名とする。

② 物件費の削減

◇ 旅費制度の見直し

県内旅費については、交通事情や公務旅行形態の変化を踏まえ、より実態に即した旅費支給となるよう制度を改正する。また、県外については、宿泊費の見直しを行い経費の節減を図る。

実施年度	平成 20 年度	担当課	総務課
------	----------	-----	-----

◇ 需用費の削減

コピー、プリンター、ファックス等のOA機器については、使用頻度を精査し、不必要機器を削減する。また、全庁的な取り組みとして、クールビズ、ウォームビズ等の実施により冷暖房費等光熱水費の節減を図るとともに、消耗品等の節約を徹底し需用費を削減する。また、支所の組織再編に伴い公用車の台数を見直すものとする。

実施年度	平成 19 年度～	担当課	総務課
------	-----------	-----	-----

◇ いちごフェスタや、サマーフェスティバルなどのイベントを見直し委託料を削減する。

実施年度	平成 20 年度	担当課	経済課 産業振興課
------	----------	-----	--------------

③ 負担金・補助及び交付金の縮減

各種団体に対する負担金・補助金等について見直しを行い、平成 19 年度は、原則として前年度の 95%で調整する。また、事業に対する補助金についても補助目的が同一または類似のものについては統合もしくはメニュー化を進めるとともに終期または見直し時期の設定を行う。負担金のうち各種団体の会費的性格を持つものについては加入目的や活動効果などを再検証し形式的なものや効果

の薄いものについては脱会を含めた検討を行う。

実施年度	平成 19 年度	担当課	全課
------	----------	-----	----

④ 地方公営企業の経営健全化と基準外繰出しの廃止

病院事業会計については、平成 17 年度において、92,657 千円の純利益を計上して決算することができた。また、繰出し基準外の繰出金についても 0 となっている。しかしながら、国保直診を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や、医療制度改革、保険制度改革等により、大きく変化しようとしている。今後もさらなる経営健全化に努め、保健、福祉とも連携して住民の健康づくりに貢献する。

水道事業会計については、平成 19 年度中に経営健全化計画を策定し、20 年度以降は繰出し基準外の繰出しを行わないものとする。

実施年度	平成 20 年度～	担当課	水道課
------	-----------	-----	-----

3 組織・機構の見直し

① 本庁の組織再編・支所機能の見直し

近年の社会経済情勢の変化や、交通手段の発達、行政需要の動向等に的確に対応し、行政運営の効率化を図るため、地域性や利便性とともにも簡素化・効率化の観点に立ち、時代に即応した組織の再編整備を行う。

当面の課題は、合併によって複雑化した組織を、財政規模、人口規模等に見合う本来の姿に戻すことである。また、分散によって低下している事務事業の効率性を回復させるため、組織の統廃合に積極的に取り組む。

- ◇ 教育委員会分室を廃止する。(平成 19 年 3 月 31 日)
- ◇ 事業課と産業振興課を統合し、課の名称は事業課とする。同時に、住民課と地域振興課を統合し、住民課とする。(平成 20 年 3 月 31 日)
- ◇ 支所の課を廃止する。支所長は課長級とし係をおく。また、本庁では、経済課と土地改良課を統合し、経済課とする。総務課と企画財政課を統合し、総務課とする。(平成 21 年 3 月 31 日)

実施年度	平成 19 年度～	担当課	総務課
------	-----------	-----	-----

② 保育所の統廃合

平成 14 年 10 月 17 日、当時の綾南町長から綾南町幼児教育検討委員会（会長大林 敬）に対し「行財政改革の時代にふさわしい綾南町の幼児教育充実の方策について」と題する諮問がなされ、翌平成 15 年 3 月 27 日、答申が出された。この答申では「昭和北保育所と昭和南保育所の統合は、別添保護者の意向調査の結果を踏まえ、2 年後に昭和南保育所に統合し、より充実した保育が行われるようにすることが望ましい。」とされたがその後、市町合併等の事情もあり、未実施のまま今日に至っている。今後は、平成 24 年 4 月 1 日までを目標に両保育所の統合を実施し、併せて、旧綾上町内の幼保一元化を検討する。

実施年度	平成 24 年度	担当課	健康福祉課
------	----------	-----	-------

③ 消防団組織の再検討

現在の綾川町消防団は、合併前の綾上町消防団と綾南町消防団が、そのまま引き継がれる形で組織されている。火災発生時においても、旧綾上町内の火災は綾上分団が、旧綾南町内の火災は綾南分団がそれぞれ対応しており、合併前となんら変わるところがない。平成 19 年度において、合併後 1 年間の実績を踏まえ、組織のあり方、火災発生時や台風等の災害時の対応等を検討する。

担当課	総務課
-----	-----

④ 診療所組織の見直し

旧綾上町における綾上診療所、粉所診療所、羽床上診療所は、地域住民にとって最も身近な医療機関としてその役割を果たして来た。しかしながら少子高齢化の進展や、医療制度改革、保険制度改革等国保直診を取り巻く環境は極めて厳しい。収益性ととも地域性、利便性に配慮しながら国保直診のあるべき姿を検討する。

担当課	保険年金課 診療所
-----	--------------

4 定員管理の適正化

定員管理に当たっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容、手法を改めて見直しながら、適正化に取り組むものとする。抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託の推進により、職員数の抑制を図る。

4月1日現在の職員数目標 (単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
職員数	294	289	303	301	295	291
内普通会計	191	185	178	175	168	163

(県からの派遣職員は含まない)

実施年度	平成19年度	担当課	総務課
------	--------	-----	-----

5 職員の能力開発

厳しい財政状況が続く中、住民の町政に対する期待は一層大きくなり、住民ニーズは高度化、複雑化している。多様化する住民ニーズに対応するためには、今まで以上に職員の資質の向上を図る必要がある。

公務員としての高い倫理観の保持や、意識改革の推進とともに、職員一人ひとりが能力を開発できるよう、県自治研修所が実施する研修をはじめ各種研修・セミナー等に積極的に参加する。

また、職員の能力や実績を適正に把握し、これを任用、給与等に反映させるとともに、業務成績不良者等に対する厳正な人事管理を行う。

実施年度	平成19年度	担当課	総務課
------	--------	-----	-----

6 行政の情報公開

地方分権の進展による自己決定権の拡大に伴い、地方公共団体の住民に対する説明責任は、ますます重大となっている。そのため、広報あやがわやホームページを利用して、これまで以上に積極的な情報公開を行い、住民の理解と協力が得られるよう努力する。

また、町政への住民参加を進めるために、100人委員会の開催等、広く住民からの意見・提言を取り入れ、協働のまちづくりを進める。

実施年度	平成 19 年度～	担当課	企画財政課
------	-----------	-----	-------